

スマート林業実践支援事業等補助金交付要綱

令和3年7月28日付け3信木第193号林務部長通知
令和4年4月18日付け4信木第43号林務部長通知
令和5年3月28日付け4信木第678号林務部長通知
最終改正 令和7年3月31日付け6信木第656号林務部長通知

(趣旨)

第1 この要綱は、スマート林業の実践及び先端林業技術の実証に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

なお、スマート林業とは、主伐等による木材生産及び流通の効率化、省力化、品質の向上、職場環境並びに安全性の向上等、林業が抱える諸課題を解決するために、従来からの技術に加えて、ICT等の新技術を活用する取組のことをいう。

(事業実施主体)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業実施主体は、森林経営管理法（平成30年法第35号）第36条第2項の規定により長野県が公表した民間事業者又は林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）3（2）の規定により長野県が選定・登録した林業経営体、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年度法律第45号）第5条第1項の規定により長野県が認定した認定事業主及び森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。）とする。

なお、先端林業技術の実証に係る補助金の交付対象は、別途行う公募技術選定委員会により選定された者とする。

(対象経費及び補助率)

第3 第1に規定する補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 県が交付する補助金の交付を受けた事業
- (2) 国の支出する支出金及び補助金の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業

3 補助金額の上限は、スマート林業の実践については100万円、先端林業技術の実証については190万円とする。

(補助金交付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 重要な変更（補助金額の増額又は30%以上の減額、並びに目的の異なる機器の購入等主

要な内容変更)を行おうとするときは、速やかに地域振興局長(以下「局長」という。)に申請してその承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに局長に申請してその承認を受けること。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、当該補助事業に係る補助金額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- 2 前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(事業計画の提出)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、事業計画を局長に提出するものとする。

(交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、スマート林業実践支援事業等補助金交付申請書によるものとする。

- 2 第4第1項第1号又は第2号の規定により、承認を受けようとするときは、別に定める書類を提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、スマート林業実践支援事業等実績報告書によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第8 補助事業者が補助金の交付(概算払を含む。)を請求しようとするときは、スマート林業実践支援事業等補助金交付(概算払)請求書を局長に提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第9 規則第19条第1項に規定する承認申請は、スマート林業実践支援事業財産処分承認申請書によるものとする。

- 2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する機械、器具及び財産については別に定める。
- 3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(申請書の様式等)

第 10 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度事業から適用する。

別表 1

事業の名称	補助対象経費※1	補助率
スマート林業実践	1 スマート林業の実践に必要な以下の機器類の購入に係る経費 (1) 空中写真撮影、計測、資材等運搬用無人航空機 (2) 高性能 GNSS 機器類 (3) レーザー測量機器類 (4) スマートフォン、タブレット等モバイル端末※2 (5) 現場作業者の安全確保を目的とした通信・位置確認機器類	2 以内
	スマート林業構築普及事業（先端林業技術公募・実証事業） の補助対象等については別表 2 をご確認ください	
	(但し、1年間以上のライセンス購入費に限る) (1) 木材検収システムライセンス (2) 日報管理システムライセンス (3) 需給マッチングシステムライセンス (4) その他、局長が必要と認めるシステムライセンス 4 スマート林業技術を扱う人材育成にかかる経費 森林調査のために必要な目視外飛行によるドローン操作に関する研修受講費※3	

※1) 補助対象経費欄に掲げる経費であっても次に掲げる経費は交付対象外とする。

ア 事業実施主体の運営にかかる経費及び施設・機器類の維持管理経費（ネットワーク環境整備費用や回線使用料等）

イ スマート林業の実践に関する用務以外に使用することが明らかな汎用性の高い機械の購入に要する費用

※2) 2及び3に掲げるスマート林業の実践に要するソフトウェアまたはシステムを利用するために必要なものに限る。

※3) 国土交通省航空局ホームページの「無人航空機の講習団体一覧及び講習団体を管理する団体一覧」に記載された講習団体が実施し、国土交通省への目視外飛行に関する「無人航空機の飛行に関する許可・申請書」の記載に必要な事項を満たす内容の講習会の受講費のみを対象とする。

別表 2

事業の名称	補助対象経費	補助率
<u>先端林業技術公募・実証事業</u>	<u>先端林業技術の実証に必要な機器類に係る経費</u>	<u>10/10 以内</u>